

消 防 危 第 42 号
平成 28 年 3 月 23 日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

建築物に設置された免震用オイルダンパーの取扱いについて

建築物に設置された免震用オイルダンパー（「建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件(平成 12 年建設省告示第 1446 号)」第 1 第九号に掲げる免震材料として国土交通大臣の認定を受けている流体系の減衰材をいう。以下同じ。）のうち、第 3 石油類等の危険物を取り扱うものについては、当該オイルダンパー 1 基が取り扱う危険物の数量は指定数量未満であっても、建築物に設置された全てのオイルダンパーが取り扱う危険物の数量を合計した場合は指定数量以上となる場合があります。

しかしながら、当該オイルダンパーは、高い耐圧性能を有し、密閉された構造であること、地震・強風時以外は作動しないこと、引火点の高い危険物のみを取り扱うこと等、火災危険性が小さいと考えられます。

つきましては、このような特徴を踏まえ、当該オイルダンパーの設置に係る取扱いについて下記のとおり運用することとしましたので、貴職におかれましては、その運用に十分配慮されるようお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、貴管内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

建築物に設置された各免震用オイルダンパーのうち、第3石油類等の危険物を取り扱うもので、次の各号の要件に適合するものにあつては、火災危険性が小さいと考えられることから、当該オイルダンパーを一の取扱場所として差し支えない。また、いわゆる制振（震）用オイルダンパーのうち、第3石油類等の危険物を取り扱うもので、次の各号の要件に適合するものにあつても、同様の取扱いとして差し支えない。

- 1 取り扱う危険物は、指定数量の5分の1未満の高引火点危険物（引火点が100度以上の第四類の危険物）であること。
- 2 円筒状の鋼製シリンダー及びその付属部分に危険物が密閉されているものであること。

(問い合わせ先)
消防庁危険物保安室
担当：七條課長補佐、金子係長
TEL 03-5253-7524 / FAX 03-5253-7534